

インド知財情報メール：第 2023-1 号、2023 年 1 月 12 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◇◆◇-----◇◆◇---TOPICS---◇◆◇-----◇◆◇

- 【1】ヒアリング準備期間、延長期間が短くなります**
【2】ヒアリングの延長には「合理的な理由」が必要になります

◇◆◇-----◇◆◇---TOPICS---◇◆◇-----◇◆◇

【1】ヒアリング準備期間、延長期間が短くなります

以下、ヒアリングの通知日からヒアリング日までの期間を「ヒアリング準備期間」と呼びます。過去のステークホルダーと前特許庁長官との意見交換会の際に、ステークホルダー側から前特許庁長官に対して「特許規則 129 条に規定されているヒアリング準備期間（10 日）は短すぎる」と説明しました。これに対して、前特許庁長官は、2017 年 1 月 11 日付けで「ヒアリング準備期間を 30 日にする」内容の通知を発行しました。

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/299_1_Response_by_CGPDTM_to_the_issues_raised_in_Stakeholders_meeting_on_14-12-16_at_Delhi.pdf

しかしながら、2022 年 12 月 26 日付でインド特許庁は次の内容の通知を発行しました。「ヒアリング準備期間を、現在の約 30 日から、本来特許規則 129 条に規定されている 10 日に戻す。ヒアリングの延長は最大で 2 回として、延長期間は特許規則 129A 条に規定されている 30 日より短い 10 日にする」。

すなわち、ヒアリング準備期間と延長期間を短く（10 日）する内容です。この理由として「ヒアリングのバックログを解消し、権利化を早めるため」と本通知に記載されています。

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/858_1_26.12.2022_Public_Note_Hearing_Time.pdf

なお、この通知に対して「ヒアリング準備期間（10 日）は短すぎる」を問う内容の意見が、アジア弁理士会のインド部会（APAA, India Group）を含めて多数提出されています。進展があり次第、お知らせいたします。

【2】ヒアリングの延長には「合理的な理由」が必要になります

特許規則 129A 条によりますと、合理的な理由（reasonable cause）がある場合、出願人は、ヒアリングの期日延期を申請することができます。

2022 年 12 月 26 日付でインド特許庁は次の内容の通知を発行しました。

「ヒアリングの期日延期を申請する際に、特許規則 129A 条に従って、合理的な理由を記載すること」

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/858_1_26.12.2022_Public_Note_regarding_hearing_adjourments.pdf

なお、この通知に対して「合理的な理由とはどのような理由かは規則またはマニュアルに定義されていない。「準備に時間がいる」という理由が合理的な理由として認めてもらえるかわからない」という内容の意見が、アジア弁理士会のインド部会（APAA, India Group）を含めて多数提出されています。

進展があり次第、お知らせいたします。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
- ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
- ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。